

県外からの勤労所得による

県民所得統計の補正

関 弥 三 郎

- 一 地域所得統計の発達と精度
- 二 県民勤労所得推計方法の吟味
- 三 勤労所得の県際収支の推計と県民所得統計の補正

一 地域所得統計の発達と精度

国民経済の発展をあらわす統計的指標の一つに国民所得統計がある。国民所得統計は一定期間における国民経済の成果を純生産物の価値の総量として計測したものであって、それを生産、分配、支出の三面であらわし国民経済の循環構造を計数的に示している。国民経済の発展の統計的指標としては、就業者数、農業や鉱工業の生産高、電力、石油、石炭等エネルギーの消費量、商品の内外取引高、家計の消費支出、国家の財政収支等の利用が考えられる。しかしこれらの指標は国民経済の発展の一側面を個別的に示すだけであって、それらの総合によって国民経済の発展はより適切にあらわされるのである。実に国民所得統計は国民経済全体の成果の価値的計測結

果としてこのような国民経済の発展の総合指標であり、ここに国民所得統計の経済分析における重要性がある。

国民所得統計はJ・M・ケインズ以後の巨視的経済理論特に国民所得分析の発達によって、その利用に経済理論的基礎付けを与えられて以来その実践的利用価値は飛躍的に増大し、第二次世界大戦後資本主義経済における政府による計画的指導の必要性の増大は、各国における国民所得統計の著しい発達を促したのであって、今日では国民所得統計は経済分析のデータ、経済政策、経済計画の策定、経済見通し、行財政効果の推定等の基礎資料として広く利用されるようになった。このような国民経済における国民所得統計の重要性は、国民経済の構成要素である地域経済においても同じであって、地域経済の分析、政策、計画の策定に当っては、当該地域の経済活動の総合的価値指標としての地域所得統計が必要、不可欠である。

昭和20年8月9カ年間にわたる戦争が終ると荒廃した日本経済の復興が緊急の課題となり、そのための基礎資料として統計の整備、充実が急速に進められたのであるが、なかならず国民所得統計が経済復興の指標として要請され、不十分なデータの下でその推計が早くも21年から開始されたのである。そして戦後地方自治が確立されて地方公共団体が独自で解決すべき経済問題が多くなり、そのために地方財政計画を確立し経済政策を樹立、運営することが必要になると、各府県において府県民所得統計が要望されるようになった。そこで22年鹿児島県が県民所得推計の研究を始めたのを皮切りに、その後特に24年以降急速に各府県において府県民所得推計が開始され、26年には殆んど各府県で所得推計が行なわれるに至った。そして31年には県民所得統計の相互比較を可能にする目的で経済企画庁が「県民所得標準方式」を作成し、30年分各府県共概ねこの方式に従って推計を行なうようになった。⁽¹⁾

このような府県における所得推計の發達はやがて都市や町村段階の所得推計を促進するに至った。そして34年以降の高度經濟成長の過程において、既成の四大工業地帯における都市の過密化の弊害の緩和、地方との所得格差の是正を目的として工業の地方分散を推進するに当り、各地方において地域經濟開發計画の策定が盛んになり、この計画の基礎資料として所得統計が要求された事情、そして特に自治省が「昭和37年度地方開發関連調査」の一環として各府県に県庁所在地またはそれに準ずる都市の35、36兩年の市民所得統計を要求したことが、市町村民所得の推計の普及を著しく促進したのであって、今日では大都市はもちろんのこと多くの中小都市や一部の町村においても所得推計が行なわれるようになった。⁽²⁾

しかし所得統計がその実践的要請によく応え得るためには、当然その精度が實際の利用に耐え得るだけの高さにあることが必要である。周知のように所得統計は、國民經濟のすべての事業所の付加価値額、またはすべての個人や法人の所得額ないしは支出額を直接調査しそれを総合して得られる調査統計ではなく、種々の関連ある統計資料を利用してそれらを計算的に加工し総合することによって得られる推算統計であるから、必然的に大きな推計誤差を含むのである。そこで所得推計の担当者達によって推計の理論と技術および基礎資料について、精進向上のための研究、努力が絶えず続けられて来たのである。

この所得推計の誤差は一般に國民所得統計よりも県民所得統計の方が大きく、更にそれよりも市町村民所得統計の方がより著しいのがわが国の実状であると考えられる。そしてそれは (1)基礎統計資料の不備と、(2)地域際関係の資料の欠除の二つの理由によるのである。すなわち國民所得推計のためには非常に多種、多様な基礎統計資料が要求されるのであるが、その多くは標本調査によって全国的規模の値として推定されており、地域別の値

をそのデータから求めることは不可能であるので、地域所得推計の基礎資料の整備状況は国民所得に比べて非常に低いのが実際である。そしてこの基礎統計資料の格差は府県と市町村の間にもみられる。

例えば分配所得を推計する場合原則として人的方法（1人当り平均所得額に人数を乗じて所得額を推計する方法）によるのであるが、それに必要な人数のデータは国の場合は労働力調査によって月別に得られるのに対して、府県と6大市は国勢調査（5年毎）と就業構造基本調査（3年毎）とによって得られるのみであり、更に市町村では国勢調査によって与えられるのみである。また1人当り平均所得額のデータも、勤労所得の場合は毎月勤労統計調査によって第二次、第三次産業（但しサービス業の大部分と公務を除く）の現金給与額について、国の場合は5人以上の事業所分が毎月得られるのに対して、府県の場合は30人（県によっては20人または10人）以上の事業所分しか得られず、市町村の場合は一部の大都市を除いてはこのような平均賃金のデータは得られないのである。そして個人業主所得の場合は、国については個人企業経済調査によって製造業、卸小売業およびサービス業の1業主当り平均営業利益が四半期別に得られるが、府県や市町村についてはこのようなデータは皆無である。

このような地域所得推計に必要な基礎統計資料の欠除を補うために、一部の府県や大都市では重要なものについて独自の調査を行ない、または国の標本調査に調査対象を追加する等して当該地域の値を得ているのであるが、大部分は関連統計を転用しまたは計算的加工を施して当該地域のデータを誘導する方法を大幅に採用することによって、ようやく多くの基礎資料を得ているのである。そのために所得統計の精度は当然低下せざるを得ず、基礎資料の整備状況が低い程所得統計は精度が低くなると考えられる。

更に地域所得推計の精度を低くする今一つの要因に地域際関係がある。国民所得の場合は国際間の取引関係の

把握は既に日本銀行の国際収支表によって完全に行なわれているので、それを利用して容易に知ることができる。これに対して地域経済の場合には地域間の経済取引は国際間の取引に比べて非常に複雑、豊富であり、ところがその記録は殆んどなく調査も容易に行なえないので、当該地域と地域外との間の財貨、サービスの移出入の収支差と所得の受払いの差額すなわち「經常地域外余剰」の推計が非常に困難である。このために地域所得の支出面の推計は完全には行なえないことになり、また分配面の推計も所得の地域際受払の調整が十分でないのでそれだけ正確性を欠くことになる。

以上のように基礎統計資料の不備と地域関係資料の欠除のために地域所得統計は国民所得統計よりも精度が低い運命にあり、この欠点の改善、克服に所得推計の関係者は多大の努力を払っているのである。今本稿においてわれわれが取上げんとする地域所得統計の精度の問題は、このような資料的不備、欠陥によるものではなく、それは一応前提にして、推計の実際において不十分にしか考慮されていない地域外従業者による地域外からの勤労所得を現在利用し得るデータで推計して、それが地域所得統計に及ぼす影響の程度いかんを吟味することである。それは既に発表されている地域所得統計を基礎にして、そこへ地域外からの勤労所得の補正を施した——しかしそれ以外の点では全く同じである——結果と元の値とを比較することによって知ることができ、両者の喰違いによって現行の地域所得統計のこの点に関する誤差の程度を知ることができる。そしてここでは資料の都合で県民所得統計を対象とし、且つ阪神工業地帯を中心とする就業者の流動がみられる近畿の5府県（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県および奈良県）についてこのテストを行なうことにする。この場合当然和歌山県も入れるべきであるが、発表されている県民所得報告にわれわれの必要とする詳細な推計資料がなく、補正計算ができないため

にやむを得ず割愛したのである。また三重県は表3より明らかのように、就業者の流動に関しては阪神よりも東京工業地帯との結び付きの方が多いために一応除外した。

二 県民勤労所得推計方法の吟味

われわれの問題の処理の仕方を知るために、現行の県民所得推計の実際において就業者の県外従業の事実がどのように取扱われているかを明らかにしなければならぬ。それにはまず県民所得の概念を知ることが必要である。

県民所得の概念は国民所得の場合と基本的には同じでありただとらえる範囲が異なるだけであるから、国民所得の規定を知っているのが便利である。

国民所得は国民経済において一定期間内に生産された純生産物の価値の総計である。しかしこの国民所得の場所的範囲の限定の仕方に次の三つの場合がある。

(1) 当該国の領域内に限定して把握する場合——属地主義

(2) 当該国の国籍を有する人々に限定して把握する場合——属人主義

(3) 当該国の居住者の所有する生産諸要素から発生する所得とする場合——生産力所有者居住地主義(1)(2)の折衷案)

このうち(3)が国民経済の実態に最もよく対応しているものとして一般に採用されている。⁽³⁾
生産力所有者居住地主義による場合、⁽⁴⁾いかなる者を居住者とするか、居住者の定義が問題となるのであり、その判定の基準には米国商務省が採用している多数決原理が適当とされている。そしてこの原則に従っても判断が困難な場合にはIMF(国際通貨基金)方式の「国際収支作成提要」が示す判断に従うのが普通である。⁽⁵⁾しかしわが国では個人については実際上は多数決原理によらないで、国勢調査や労働力調査の居住者概念を採用することになり、日本に3か月以上居住しまたは居住しようと思っている者を日本の居住者とするのである。なお法人所得は属地主義によって国内法人の所得を把握している。⁽⁶⁾

県民所得は一定期間内に当該県の居住者すなわち県民の所有する生産諸要素によって新たに作り出された純生産物の価値の総計である。そしてここに当該県の居住者（県民）というのは、(1)常時県内に居住している個人（具体的には県内に3カ月以上居住しまたは居住しようと思つてゐる者）(2)県内に本店のある法人（県民法人）(3)公営企業(4)地方政府をいうのである。ここで注意すべきことは、法人に関しては県内にある法人事業所のうち本店たるもののみが県民であつて、支店たる事業所はそれぞれの本店の傘下に吸収されることになり（本店主義、居住地主義）、また当該県内に存在する官営企業の事業所は中央政府と同様に県民とはならない点である。

このような生産力所有者居住地主義による県民所得に対して属地主義による所得が考えられる。それは一定期間内に当該県内の各産業部門の経済活動によって新たに作り出された純生産物の価値の総計であつて、これを県内生産所得という。そして県内生産所得と県民所得との間には次の関係がある。

県外からの純所得

県内生産所得 + (県外からの所得 - 県外への所得)

— 官営企業剰余 — 県民生産所得

— 県民分配所得

(一)

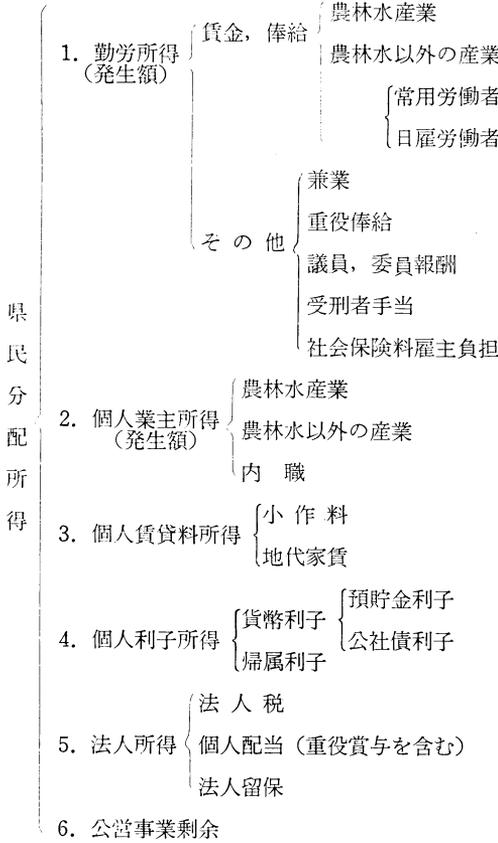
この県外からの純所得は県民たる個人が県外から得た所得と非県民の個人が県内生産に参加して得た所得との差額、および県内の本店法人が県外の支店から受入れた利潤と県内の支店法人が県外の本店に納める利潤との差額の合計である。そして官営企業剰余を差引くのは、官営企業剰余は県内生産所得に含まれるが官営企業は県民ではないから県民所得の中には含めるべきでないからである。

しかし県民所得統計が県民経済の循環構造を把握し、県の財政経済施策の樹立に資し、国民経済の地域的分析および国民経済的視野に立つ経済施策の樹立にも役立つためには、法人所得を県民法人の所得とすることは問題である。それは、今日大規模な法人の多くは東京、大阪にその本社を集中しているために、県民法人による時は支店の所在県では、その事業所の存在は当該地域の個人の所得に影響を与えるのにそれに見合った法人所得が県民所得にあらわれず、逆に東京、大阪では法人所得が異常に膨張することになり、県経済の活動を価値的に正しくとらえないからである。もちろん法人所得の造出に本社機能（企業活動の企画、管理、統制や資金、資本の調達等の機能）は重要であるが、基本的には生産の行なわれる地域の労働力と生産財との結合によって法人所得が造出されるのであり、この関係が法人所得の推計結果には反映されないことになる。この欠点を回避するためには当該県内に存在する法人事業所に対応する所得を総合して法人所得とすることが必要であり（事業所主義、属地主義）、これを県内法人の所得という。県内法人の所得は県民法人の所得から県外支店分を控除し、それに県外本店法人に帰属する県内支店分の所得を加算することによって得られ、これの推計は地方税の法人事業税に関する資料を利用して行なうことができる。⁹⁾かくて今日では殆んど府県において法人所得は県内法人の所得として推計されているのである。なおその時は(1)式の県外からの純所得は個人の所得のみから成ることになる。

そして県民所得は生産、分配、支出の三面でとらえられ、それぞれを県民生産所得、県民分配所得、県民支出所得という。しかし実際上は分配面のみから推計が行なわれ、それを所得源泉産業別に組替えて生産所得を得るのであり、また支出面からの推計は資料の都合によって殆んど府県で行なわれておらず、唯個人部門に限って所得とそれの支出が推計されているのである。かくて現在県民所得統計は県内生産所得、県民分配所得、県民個

人所得、県民個人支出の4系列から成っているのが普通である。

以上で県民所得の意義が明らかになった。次にその推計の実際において県民特に雇用者の所得が正しくとらえられているかどうかを検討しなければならぬ。県民分配所得は当該県の居住者（県民）が、一定期間内に経済活動に参加してその所有する労働、土地、資本等の生産諸要素を提供することによって得るべき所得の総額である。従ってこれは発生主義^⑩で把握され、勤労所得は税込みの名目賃金だけでなく社会保険料雇主負担額も加算されることになる。そして県民分配所得は普通左の諸項目から成っている。



ところで県民たる個人が

所有する生産諸要素は当該県内だけではなく県外においても生産に従事するのであるが、それによって個人が県内および県外から得る所得が1—4の項目において近似的ながら十分に把握されているであろうか。詳細に述べる余裕がないので結論のみをいえば、個人業

主の県外従業は極めて少ないと想像されるので個人業主所得については県外からの所得の補正は無視してよく、また個人賃貸料所得についても同様であろう。しかし個人利子所得の場合は特に預貯金利子に関して県外からの所得の補正は無視し得ないと考えられるが、そのためのデータは容易に得られないのが現状である。そして勤労所得については経済の発展と共に雇用者の県外従業は増加して行くために、県外からの所得の正しい推計が大切である。次に現行の勤労所得の推計方式においてこの点はどのように取扱われているかを検討しよう。その場合、推計方法の技術的詳細は府県によって必ずしも同一でない場合もあるので、一般的なやり方を且つ本稿の問題の理解に必要な限りで述べることにする。

1、農林水産業。 農林水産業の勤労所得は

$$\begin{aligned} & \text{経営規模別} \\ & \square \text{ (農家1戸当り雇用労賃額} \times \text{農家戸数)} \text{ —— 農業勤労所得} \quad (2) \end{aligned}$$

$$\text{林業、水産業県内生産所得} \times \text{勤労所得率} \text{ —— 林業、水産業勤労所得} \quad (3)$$

によって推計するのが普通である。これによって得られた勤労所得は県内生産所得に対応するものであり、第一次産業の雇用者の県外流出入の数が僅少で無視し得ることによって県民の所得といえるのである。故にもし県外流出入のウェイトが大きい時は何等かの方法で補正することが必要であると思われる。

2、農林水産業以外の産業。 農林水産業以外の産業の勤労所得は常用労働者と日雇労働者とに分けて

$$\square \text{ (産業別平均賃金} \times \text{労働者数)} \text{ —— 所得額} \quad (4)$$

を計算しそれを合計して推計する。この場合、平均賃金は毎月勤労統計調査による県内の事業所（一般に30人以上規模）を対象とする平均現金給与額を基礎として、それを全規模の平均額に補正し、常用労働者の場合は更に現

物給与相当分を加算して求めたものである。ところがそれに乗ずる労働者数は県民たる個人で、県内従業者だけでなく県外従業者も含まれている。もしも当該県が工業地帯の周辺に位し県民労働者が県外の工業都市で従業者の場合は、県外従業者の平均賃金は県内の平均賃金よりも一般に高い水準にあると考えられる。故に県外の平均賃金が県内の平均賃金よりも相当高く且つ県外従業者が大きな割合を占める時は、(4)式による勤労所得はかなり過少評価になると考えられる。そこで県民の勤労所得を正確に推計するためには、県外従業者については別個に従業地の平均賃金を適用して県外からの所得額を推計することが必要である。

3 兼業。 兼業収入は勤労者が本業以外の勤務先から得た収入であって、農林水産業以外の産業の勤労所得に、家計調査のデータによる兼業所得率（全都市平均勤労者世帯の世帯主の本業収入に対する副業収入の比率）を乗じて推計される。この場合兼業所得率の妥当性が問題であるが、農林水産業以外の産業の勤労所得が県民の勤労所得を正しくあらわさない時は、それに応じて兼業収入も歪められることになる。

4、重役俸給。 これは法人の常勤重役の利益分配（重役賞与）以外の報酬であって、農林水産業以外の産業の勤労所得と同様に

$$\Sigma(\text{産業別平均給与} \times \text{重役数}) = \text{重役俸給}$$

(5)

によって推計される。この場合の平均給与は(4)式の常用労働者に対する平均賃金を大蔵省の法人企業統計（全国平均）によって補正して求めるのであるから、重役の県外従業者が大きな割合を占める時は(5)式による重役俸給は過少評価となると考えられ、それを避けるために県外従業者については別個に県外からの所得額の推計が必要となる。

5、議員、委員報酬および受刑者手当。これらの項目は関係書類や直接照会によって求めるのであるが、対象の把握が容易であるから正確に県民の所得がとらえられていると考えられる。

6、社会保険料雇主負担。これは県内の各社会保険の適用を受ける事業所より収納した金額を雇主負担分と被用者負担分とに按分して求められる。従ってその金額は県内生産所得から分配された勤労所得——それは県民および非県民の県内雇用に分配される——に対応する値であって、必ずしも県民の勤労所得に見合った金額ではない。そして非県民の流入雇用の数が県民の流出雇用の数を大きく上廻る時は過大評価となり、また逆の場合は過少評価となって、無視し得ない誤差が生ずると考えられる。従って県民勤労所得の正確な推計のためには、流入雇員と流出雇員に対応する社会保険料雇主負担額を求めて、県民勤労所得に見合う金額になるように調整することが必要である。

以上の現行の勤労所得推計方式の検討の結果、農林水産業以外の産業の勤労所得と重役俸給の計算において県外従業者の所得の把握が不十分であり、また社会保険料雇主負担は県民雇用者分とは言い難いことがわかった。

三 勤労所得の県際収支の推計と県民所得統計の補正

前節の検討により、雇員者の県外従業を考慮して県民の勤労所得を推計するためには、次のようにすればよいであろう。

- (1) まず県民雇員者を県内従業者と県外従業者とに分け、
- (2) 県内従業者には当該県の全産業平均賃金を適用して所得額を求め、県外従業者には従業地毎にその全産

業平均賃金を乗じて所得額を算出し、両者を合計する。その場合の平均賃金は各府県の所得推計に用いられ、30人以上と29人以下を加重平均し且つ現物給与を加算した平均賃金額によるのが望ましいであろう。

(3) 次に県内の事業所から収納した社会保険料雇主負担額を県民の県内従業者（便宜上残留者と呼ぶことにする）分と他府県からの流入者分とに分割し、他府県民の県外従業者（流出者）の所得額に対応する社会保険料雇主負担額を推計して、それと残留者分とを合計する。この県内社会保険料の県民分と非県民分への分割は人数または所得額の比率による按分が考えられる。所得額の比率による時は流入者の所得額を計算しておかねばならない。なお流出者の社会保険料も同様にして算出すればよいであろう。

(4) (2)(3)で得られた値を勤労所得のそれら以外の項目の値と合計する。

以上の方法によって県民の勤労所得を計算するためには、流出雇業者の従業地別人数が必要である。それは国勢調査のデータによって与えられ、国勢調査のない年はそれを基礎にして推計しなければならぬ。ここでは従業地別流出雇業者数の推計の煩を避けるために、昭和35年の県民分配所得統計についてわれわれのテストを試みることにする。その場合に必要な詳細な所得推計資料は各府県の「昭和35年府県民所得報告」に記載されている値を用いた。普通県民所得統計は公表後より正確な基礎統計資料を獲得した場合は推計方法を修正して改訂されるのであるが、ここに用いた県民所得統計は最初の公表値であることをお断りしておく。これによっても問題点の吟味は可能であると考えられる。

ところで雇業者は常用労働者、臨時日雇および重役役員に分けて所得額を計算する。しかし国勢調査の流出、流入のデータは就業者全体（個人業主、家族従業者、雇業者）について産業別、地域別に集計されているのであって、

従業上の地位別には与えられていない。そこでやむをえず個人業主、家族従業者の外に更に臨時日雇、重役役員も県外従業はないものと仮定して、流出、流入はすべて常用労働者であるとみなすことにした。この仮定は重役役員については不合理と考えられ、従って流出者および流入者の所得額は若干過少に評価されることになる。

さて国勢調査の流出、流入就業者はすべて常用労働者とみなすことにして、近畿各府県における流出者の雇用者に対する割合をみると表1の通りであって、奈良県が26.8%が一番多く次は兵庫県13.6%滋賀県13.1%であ

表1 流出就業業者数

常住地	流出者 (1)	雇用者 (2)	流出率 (3)=(1)/(2)
滋賀	23,896	182,703	13.1%
京都	52,257	578,917	9.0
大阪	45,918	1,958,248	2.3
兵庫	158,130	1,162,097	13.6
奈良	48,198	179,817	26.8
和歌山	13,616	229,297	5.9

資料：「昭和35年国勢調査報告」

表2 産業別流出就業業者数

常住地	流出者	産業別			不詳
		第一次産業	第二次産業 第三次産業	不詳	
滋賀	23,896	126	0.5%	23,767	3
京都	52,257	143	0.3	52,106	8
大阪	45,918	170	0.4	45,734	14
兵庫	158,130	491	0.3	157,625	14
奈良	48,198	92	0.2	48,102	4
和歌山	13,616	1,432	10.5	12,181	3

資料：表1参照

1) このうち 林業 800, 漁業 624。

り、大阪府は僅か2.3%にすぎない。そしてこの流出者の産業別構成をみると(表2)、第一次産業は和歌山県の10.5%以外はいずれも1%に満たないので、ここでは第一次産業の従業者には流出なしと仮定して、第二次、第三次産業の流出者のみの所得額を計算することにした。(しかし和歌山県のよ

うに第一次産業が流出者の1割以上も占める時は、ウェイトの高い部門について流出者があるものとしてその所得額を計算すべきであろう。更に流出者の従業地別構成は表3の通りである。

表3 地域別流出、流入就業者数

従業地 常住地	三重	滋賀	京都	大阪	兵庫	奈良	和歌山	その他	流出計
三重	—	314	371	3,811	244	1,420	1,340	10,564	18,064
滋賀	83	—	15,293	6,134	344	60	—	1,982	23,896
京都	102	2,780	—	42,556	2,901	2,800	62	1,056	52,257
大阪	222	421	6,803	—	31,757	2,569	2,202	1,944	45,918
兵庫	77	138	2,809	151,245	—	189	188	3,484	158,130
奈良	307	28	919	45,988	499	—	312	145	48,198
和歌山	765	—	36	10,475	305	1,150	—	885	13,616
その他	3,830	770	1,694	9,375	12,184	745	684		
流入計	5,386	4,451	27,925	269,584	48,234	8,933	4,788		

資料：表1参照

註 行は流出者の従業地別構成をあらわし、列は流入者の常住地別構成を示す。

これらの流出者の所得額を計算するために従業地の平均賃金が必要である。そこで各府県の所得推計に用いられたデータによって、第二次、第三次産業常用労働者の所得額を労働者数で除して1人当り平均賃金を求めたのであって、その結果は表4の通りである。この平均賃金は公務も含めた第二次、第三次の全産業、そして29人以下も含めた全規模に対応し更に現物給与も加算した平均賃金額である。なお第一次産業の流出者（または流入者）が多くてその所得額を計算しなければならぬ場合、平均賃金の算出には特別の注意が必要である。前節で検討したように第一次産業の各部門の勤労所得は県内雇用者数に対応する値であるから、それを除いて1人当り平均賃金を計算する方が妥当であり、また得られた平均賃金額が他の産業部門の平均賃金額と均衡しているかを確かめることが必要である。

雇用者の県外従業を考慮して県民の勤労所得を推計するためには流出者の所得額が得られればそれで可能であるが、更に流入者の所得額を計算することによって社会保険料の流入者分の推計資料が得られ、また勤労所得に関する県外からの純所得が計算でき、

表4 第2次、第3次産業常用労働者の平均賃金
(現物給与を含む)

	所得額 (1)	常用労働者数 (2)	平均賃金 (3)=(1)/(2)	
			円	
滋賀	4,053	154,372	250,069	91.1
京都	128,243	487,664	262,975	95.8
大阪	423,629	1,543,000	274,549	100.0
兵庫	¹⁾ 287,338	¹⁾ 1,057,740	271,652	98.9
奈良	33,904	146,991	230,651	84.0
和歌山	—	163,833	²⁾ 227,243	82.8

資料：「昭和35年府県民所得報告」（各府県統計課）

- 1) 重役役員を含む。
- 2) 和歌山県の報告書には、産業別勤労所得の計算結果のみが記載されており、その過程の資料は与えられていないので、平均賃金を計算できなかった。そこで「県外から流入する賃金俸給」の計算表にある和歌山県勤労者全産業平均賃金をとったのであるが、これが他の府県の平均賃金と見合う値であるか否かは不明である。

表5 産業別流入就業者数

従業地	流入者	第一次産業		第二次、第 三次産業	不詳
			%		
滋賀	4,451	83	1.9	4,368	6
京都	27,925	318	1.1	27,597	10
大阪	269,584	944	0.4	268,607	33
兵庫	48,234	967	2.0	47,243	24
奈良	8,933	¹⁾ 914	10.2	8,016	3
和歌山	4,788	358	7.5	4,428	2

資料：表1参照

- 1) このうち 林業 883。

更には人的方法による県内生産所得の推計が可能になる等の利益がある。⁽¹¹⁾ それに必要な流入者数は表5の通りであって、表2との比較から大阪府は極端な流入超過であり、その他の府県は流出者の方が流入者よりもずっと

で、第一次産業の就業者の移動はないとの仮定はここからもいえる。唯奈良のみは第一次産業が10.2%もあるもので、そのうちウェイトが高い林業について流入者の所得額を計算することが必要であろう。

以上で計算に必要なデータは用意できた。次に各府県の流出者、流入者の所得額の計算に入るのであるが、そのやり方を明らかにするために奈良県の場合について計算の過程を説明しよう。

(1) 第二次、第三次産業常用労働者の所得額の計算

奈良県の流出常用労働者数は表2より第二次、第三次産業の合計48,102であって、この地域別人数は表3より京都府9,19大 阪府45,988兵庫 県4,999その他696(1.4%)と仮定する。一般に資料と計算の便宜上から人数が少ない従業地を一括して「その他の地域」にまとめることにした。他の府県の場合のその他の地域の人数と割合は次のようである。滋賀県1,996(8.4%) 京都府1,069(2.0%) 大阪府2,403(5.3%) 兵庫県3,571(2.3%)。そしてこの地域別流出者数に表4の各地域の平均賃金を乗じて流出者の所得額を計算する。この場合その他の地域は便宜上奈良県の平均賃金を適用した。(一般にその他の地域の平均賃金は当該府県と同一と仮定した。これによる誤りはその他の地域の人数の割合が小さいので無視し得る程度と思われる。)

次に残留常用労働者の所得額であるが、奈良県民所得推計に用いられた第二次、第三次産業の常用労働者数146,991(表4)から流出者数を差引いた残り98,889に、奈良県の平均賃金を乗じて算出した。

最後に流入常用労働者の所得額を計算すると、第二次、第三次産業の流入者数8,016(表5)に奈良県平均賃金を掛けて得られる。しかし奈良県の場合は林業の流入者を無視し得ないので、その所得額を計算してこれに加えた。この場合の平均賃金は奈良県の林業の勤労所得3,064,619千円を県内雇用者数で割って求めるとよく、国勢調査のデータから林業の県民雇用者数4,964に流入者数883を加え流出者数71を差引いて県内雇用者数は5,776となるから、平均賃金は530,578円となる。しかしこれは奈良県の第二次、第三次産業常用労働者の平均賃金の2倍以上であるから、これによって林業流入者の所得額を計算することはできないと思われる。そこでやむをえず第二次、第三次産業の平均賃金を用いて計算したのである。

以上の計算の結果は表6の通りであって、流出者の所得は13,164百万円であるのに対して流入者の所得は2,0

表6 第二次、第三次産業常用労働者の所得額の計算

1. 流出者の所得

従業地	流出者	平均賃金	所得額
京都	919	262,975 ^円	241,674 ^{千円}
大阪	45,988	274,549	12,625,959
兵庫	499	271,652	135,554
その他	696	230,651	160,533
計	48,102		13,163,720

2. 残留者の所得

$98,889 \times 230,651 \text{円} = 22,808,847 \text{千円}$

3. 流入者の所得

$8,016 \times 230,651 \text{円} = 1,848,898 \text{千円}$

$883 \times 230,651 = 203,665$ ……林業
8,899 2,052,563

4. 県外からの純所得 (1-3)

11,111,157千円

5. 県民常用労働者の所得 (1+2)

35,972,567千円

6. 県内常用労働者の所得 (2+3)

24,861,410千円

53百万円であり、差引き11,111百万円の受取り超過となる。なおこれを発生額でみると、表7の社会保険料雇主負担額の受取り超過469百万円を加えて11,547百万円の受取り超過となる。そして流出者の所得額と残留者の所得額との和35,973百万円は県民常用労働者の所得額であり、後者と流入者の所得額との和24,861百万円は県内常用労働者の所得額である。

(四) 社会保険料雇主負担額の計算

県民所得統計に計上されている社会保険料は県内雇用者に対応する値であるから、これを県民雇用者に対する値に補正する場合、その補正率を所得額の比率で算出するためには、残留雇用者の所得額と流出および流入常用労働者の所得額が必要である。残留雇用者の所得額は表6で計算した第二次、第三次産業常用労働者の残留者の所得額に日雇労働者の所得額を加え、更に第一次産業勤労所得と重役俸給を合計することによって得られる。しかし奈良県の場合は林業勤労所得を県民残留者分と流入者分とに分けたために、第一次産業勤労所得から後者を差引いておかねばならないことに注意すべきである。(もし流入者の所得額の計算に第一次産業を含めない時はこのような控除は不要である。)

この残留雇用者の所得額に流出常用労働者の所得額を加えると県民雇用者の所得額が得られ、また前者に流入

表7 社会保険料雇主負担額の計算

1. 補正率の計算

	所得額	比率
1. 流出常用労働者	百万円 13,164	42.11%
2. 残留雇用者	29,204	93.43
第一次	1) 3,451	
第二次, 第三次	22,809	
臨時, 日雇	1,034	
重役	1,910	
3. 流入常用労働者	2,053	6.57
4. 県民雇用者 (1 + 2)	42,368	135.54
5. 県内雇用者 (2 + 3)	31,257	100.00

1) 第一次産業勤労所得 3,655 百万円から流入林業雇用者の所得 204百万円を控除した値。

2. 社会保険料の補正

単位 千円

	総額	雇主負担額	被用者負担額	比率
県内雇用者分	2,045,571	1,226,397	819,174	100.00%
流入者分		80,574		6.57
残留者分		1,145,823		93.43
流出者分		516,436		42.11
県民雇用者分	2,772,567	1,662,258		135.54

(ハ) 兼業収入、内職収入の補正

常用労働者の所得額を加えると県内雇用者の所得額が得られる。そして県内雇用者の所得額に対する各所得額の比率を求め、この比率を県民所得推計資料から得た社会保険料雇主負担額(および総額——これは県民個人所得の補正の場合に必要となる——)に乗じて、残留者分と流入者分とに分割し、更に流出者に対する社会保険料を誘導して、県民雇用者分を算出する。以上の計算の結果は表7の通りであって、流出者の社会保険料雇主負担額は516百万円流入者のそれは816百万円差引き436百万円の受取り超過となる。

なお現行の県民所得推計方式によると第二次、第三次産業勤労所得(常用労働者と日雇労働者の所得額の合計)の値が変わるとそれに応じて勤労所得中の兼業収入と個人業主所得の内職収入の値が変動する。従って以上の補正計算の結果が県民分配所得に及ぼす影響を知るためには、更にこの二つの項目の補正が必要である。いま奈良県的方式に従ってこれを計算すると兼業

表8 第二次、第三次産業常用労働者の人数、所得額

単位 金額 百万円

	滋 賀		京 都		大 阪		兵 庫		奈 良	
	人 数	所得額	人 数	所得額	人 数	所得額	人 数	所得額	人 数	所得額
1. 流出者	23,767	6,299	52,106	14,094	45,734	12,169	157,625	43,233	48,102	13,164
2. 残留者	130,605	32,660	435,558	114,541	1,497,266	411,073	900,115	244,518	98,889	22,809
3. 流入者	4,368	1,092	27,597	7,257	268,607	73,746	47,243	12,834	108,899	102,053
4. 県外から の純所得	19,399	5,207	24,509	6,837	-222,873	-61,577	110,382	30,399	39,203	11,111
(A)		5,384		7,049		-64,422		31,756		11,547
5. 県民常用労働者 (1+2)		38,960		128,635		423,241		287,751		35,973
6. 県内常用労働者 (2+3)		33,753		121,798		484,819		257,352		24,861

- 1) 林業を含む。
- 2) A=1-3, BはAに社会保険料雇主負担額の収支差(表9)を加えたもの。

表9 社会保険料雇主負担額

単位 百万円

	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良
1. 県内雇用者分	1,377	4,554	1)25,221	12,186	1,226
2. 流入者分	37	225	3,407	574	80
3. 残留者分	1,340	4,329	21,814	11,612	1,146
4. 流出者分	214	438	562	1,931	516
5. 県民雇用者分	1,554	4,767	22,376	13,543	1,662
6. 収支差(4-2)	177	213	-2,845	1,357	436

- 1) 大阪府の社会保険料の資料のうち、「国民健康保険以外の保険」の値。

表10 兼業および内職収入

単位 百万円

	滋 賀	京 都	大 阪	兵 庫	奈 良
兼 業 収 入	97	269	866	597	87
内 職 収 入	1,096	3,492	1)7,497	5,078	938

- 1) 大阪府の内職収入は第二次、第三次産業の個人業主所得を基礎に計算されている。

収入は87,108千円内職収入は938,081千円となった。以上奈良県の場合について計算の仕方を具体的に説明してきたのであるが、他の府県についてもこれと同じである。そ

こで計算の結果のみを示すと表8-10の通りである。最後に以上の計算の結果を使って、県外からの勤労所得を考慮する時県民分配所得統計はどの程度修正されるかを調べるのであるが、表8の県民常用労働者の所得額、表9の県民雇用者分の値および表10の兼業収入と内

表11 県民分配所得の公表値と補正值の比較 (昭和35年)

単位 百万円

	滋 賀		京 都 ¹⁾		大 阪 ¹⁾		兵 庫		奈 良 ³⁾	
	勤労所得	総 額	勤労所得	総 額	勤労所得	総 額	勤労所得	総 額	勤労所得	総 額
1. 公表値	46,927	97,196	157,992	288,090	508,677 ²⁾	1,048,663 ²⁾	316,076	584,234	41,970	83,917
2. 補正值	47,461	97,740	158,597	288,706	507,953	1,047,939	317,846	586,011	44,276	86,281
3. 比率(2/1)	101.14	100.55	100.38	100.21	99.86	99.93	100.56	100.30	105.49	102.82

- 1) 京都府と大阪府の公表値は、勤労所得として府内雇用者に対する値を掲げているが、ここでは他の県との比較の都合上府民雇用者に対する値に修正したものを示した。
また総額においても、公表値は個人配当所得と法人留保について府外との受払差額を加えているのであるが、他の県ではこのような県際関係の調整がなされていないのであるから、それを行わないものとした時の値を掲げた。
- 2) なお大阪府の公表値には社会保険料雇主負担額に重複計上(1,098+2,631千円)があつたので、それを除いた結果を記入した。
- 3) 奈良県のみ昭和35年度。

職収入の値を、各府県の昭和35年県民分配所得(但し最初の公表値)の該当項目の値と入れ替えた結果を、総額と勤労所得について公表値と比較すると表11の通りである。

この公表値と補正值の喰違いは、流出者の割合が高く且つ当該県の平均賃金が流出地の平均賃金よりも低いところ程大きくなると考えられる。表1によると奈良県は流出者の割合が26.8%で一番高く、また表4より平均賃金は大阪府の84.0%にすぎず、流出者の95.4%は大阪府で従業している(表3参照)ことから、補正值は公表値よりも勤労所得で5.5%総額で2.8%大きくなっている。次に流出者の割合は奈良県の半分の13%余りである兵庫県と滋賀県を比べると、兵庫県は平均賃金が高く大阪府と殆んど変りがないために、流出者の95.6%が大阪府で従業しているのに補正值は公表値を僅かに勤労所得で0.6%総額で0.3%上廻るだけであつて、喰違いの程度は奈良県の約半である。これに対して滋賀県は平均賃金が主な流出地である京都府、大阪府よりも低いために、補正值は公表値よりも勤労所得で1.1%総額で0.6%大きくなっており、喰違いの程度は兵庫県の約2倍である。京都府は流出者の割合が9.0%で兵庫県よりも少なく且つ大阪府のウェイトは流出者の81.4%と低いために、平

表12 県民個人所得の公表値と補正值の比較 (昭和35年)

単位 百万円

	滋 賀		京 都		大 阪		兵 庫		奈 良	
	勤労所得	総 額	勤労所得	総 額	勤労所得	総 額	勤労所得	総 額	勤労所得	総 額
1. 公表値	44,387	88,096	149,542	268,490	1,466,100	874,994	295,015	523,150	39,924	85,389
2. 補正值	44,594	88,312	149,752	268,711	466,009	874,903	294,439	522,581	41,503	87,026
3. 比率(2/1)	100.47	100.24	100.14	100.08	99.98	99.99	99.80	99.89	103.96	101.92

1) 大阪府の公表値には社会保険料の取扱いに誤りがあったので、それを訂正した値である。

均賃金が兵庫県よりも低いにもかかわらず、補正值と公表値の差は勤労所得で0.4%総額で0.2%にすぎず、喰違いの程度は兵庫県の約6-7割である。最後に平均賃金が一番高く従って流入者が流出者を遙かに上廻る大阪府は、流出者が大阪府よりも平均賃金の低い府県で就業するために、今までとは逆に補正值は公表値よりも低くなると考えられる。しかし流出者の割合が僅か2.3%にすぎないために両者の差は非常に小さいことが予想される。果して補正值は勤労所得で0.1%強総額で0.1%弱公表値よりも低いだけである。なお以上の例を通して総額の喰違いは勤労所得の喰違いの約半分であることがわかる。

なおついでに県民個人所得にも県外からの勤労所得を考慮に入れて補正を行った結果を示すと表12の通りであって、公表値と補正值の喰違いは一般に県民分配所得の場合よりも小さい。そして兵庫県の場合は逆に補正值の方が公表値よりも小さくなっている。

これらの理由は、個人所得における勤労所得は分配所得のそれから社会保険料(雇主負担額+被用者負担額)を差し引いて求めるのであり、われわれの補正を施す時この社会保険料の金額は公表値の場合よりも大きくなるからである。今これを奈良県の場合でみると表7より社会保険料総額の公表値(県内雇業者分)は、2,026百万円に対して補正值(県雇業者分)は2,773百万円であり、これを表11の勤労所得から引くと表12の勤労所得が得られるのであるから、公表値と補正值の不一致の程度は縮小したのである。

以上昭和35年の県民所得統計を対象として県外からの勤労所得の推計の影響を調べたのであるが、その結果、奈良県のように流出者の割合も平均賃金の格差も相当大きい場合は県外からの勤労所得の推計は必要であるが、滋賀県程度の流出者と賃金格差とは必ずしもその必要はなく無視してもよさそうである。

以上は府県の場合であるが中小都市（ないしは町村）の所得推計の時は、流出者の割合は著しく増加した平均賃金の格差もより大きくなるから、市外からの勤労所得の正確な推計が必須となるであろう。但し中小都市の場合には一般に当該市内の平均賃金のデータが得られず、そこで市民税の課税台帳を利用して所得調査を行ないそれに免税者の補正を施して平均賃金を求める時は、その値は市内、市外の従業者を総合した市民の平均賃金であるから、特別に市外からの所得を推計する必要はない。ただ当該市内の平均賃金と考えられる値による場合にこれが必要となるのである。

(1) 戦後の国民所得統計、県民所得統計の発達については、経済企画庁戦後経済史編纂室編「戦後経済史（国民所得編）」昭和三八年参照。

(2) 神戸市が昭和38年に行った調査によると、調査時に市民所得の推計を実施しまたは過去において実施したことのある市は119市であって、そのうち35年について推計しているのは103市である（神戸市統計月報、一一〇号、三九年三月）。なお35年10月1日現在市制施行地は56である。

(3) 経済企画庁国民所得課編「国民所得推計法」昭和三三年、九一—一〇ページ。

(4) これは常時居住地、業務遂行地、雇主の所在地の三つの条件のうち二つ以上の条件が国内にある者を国内居住者とするものである。

(5) 経済企画庁編「昭和三十七年度版国民所得白書」二一三ページ。

(6) 川上正道「国民所得」昭和三九年、三三〇および八九ページ。

県外からの勤労所得による県民所得統計の補正（関）

(7) 法人の住所は本店所在地とするのが普通であるから（民法50条、商法54条2項）、当該県の居住者たる法人（県民法人）は県内に居住地を有する法人従って県内本店法人となる。

(8) 現在中央政府は当該国の居住者ではあるが、その国の特定地域には属しないとみなすことになっている。（川上正道「市町村民所得」昭和三七年、一四ページ）。

(9) 経済企画庁経済研究所国民所得部鑑修「県民所得統計」昭和三八年、一五三―一四ページ。

(10) 発生主義とは所得が発生した時点で評価することであつて、故に理論的に受取るべき所得が把握される。このために雇用の勤労所得は税込みの名目賃金だけでなく、社会保険料の雇主負担額も含まれるのである。

(11) 流入雇員者と残留雇員者の所得額の和は県内生産所得に見合つた勤労所得であるから、県民分配所得の勤労所得（これは流出雇員者と残留雇員者の所得額の和である）をそれと取換えた結果を産業別に組替えることによつて、人的方法による県内生産所得が得られる。

(12) 分配所得が発生主義で把握されるのに対して個人所得は受取主義（実際に受取つた所得を所得税等の直接税的負担の控除前でとらえること）で把握され、それは受取主義による所得の方が個人部門の購買力をよりよく反映するからである。従つて個人所得における勤労所得は、分配所得における勤労所得から社会保険料の被用者負担額と雇主負担額とを控除すれば得られる。